

平成 17 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社フジテレビジョン  
代表者名 代表取締役社長 村上 光一  
(コード番号 4676 東証第一部)  
問合せ先 経営企画局 飯島 一暢  
執行役員 局長  
TEL. 03-5500-8888 (大代表)

## 株式会社ニッポン放送株式の公開買付条件等の変更等のお知らせ

当社は、株式会社ニッポン放送(コード番号 4660 東証第二部)株式の公開買付けに係る買付条件等の変更及び公開買付けの目的の訂正を下記の通り行いますので、お知らせいたします。なお、下記変更及び訂正にかかる公告は平成 17 年 2 月 15 日付けで行われる予定です。

今回の買付条件等の主たる変更内容は、買付株式数の下限の引下げ(既保有株式を含めて株式会社ニッポン放送株式の発行済株式総数の 50%超から 25%超への引下げ)及び 買付期間の延長でございます。かかる変更の趣旨は、本公開買付けの開始後に発生した事象も踏まえて本公開買付けを確実に成功させるためのものであり、平成 17 年 1 月 17 日付けの「公開買付けの開始に関するお知らせ」にて発表した公開買付けの目的に記載した株式会社ニッポン放送の経営権の取得を始めとする今後の資本戦略及び事業戦略に関わる当社の方針については何らの変更もございません。

特に外部企業との事業提携につきましては、既に公表いたしましたとおり、今後の放送と通信の融合の時代への転換を展望して、ブロードバンド・モバイル関連分野において積極的に推進してまいります。その際には、当社及びフジサンケイグループとしての今後のインターネット戦略を基軸にしつつ、提携候補先の有する事業ノウハウ、技術開発力、営業インフラ、人材等の諸要素、加えて当グループとの親和性とシナジー効果等につき総合勘案して主体的に決定していくことを方針としております。

また、公開買付結果が既保有株式を含めて 50%超に達しない場合においても、引き続き既定方針どおりの資本戦略と事業戦略を推進してまいります。

### 記

#### 1. 公開買付けの内容

(1)対象者の名称 株式会社ニッポン放送

(2)買付け等を行う株券等の種類 普通株式

(3)公開買付期間(変更後) 平成 17 年 1 月 18 日(火曜日)から平成 17 年 3 月 2 日(水曜日)まで(44 日間)

#### 2. 買付条件等の変更の内容

下記のとおり変更いたします。

買付け等の期間

[ 変更前 ] 平成 17 年 1 月 18 日(火曜日)から平成 17 年 2 月 21 日(月曜日)まで

[ 変更後 ] 平成 17 年 1 月 18 日(火曜日)から平成 17 年 3 月 2 日(水曜日)まで

買付予定の株券等の数

[ 変更前 ] 買付予定株式数 12,335,341 株

応募株券の総数が買付予定株式数(12,335,341 株)に満たないときは、公開買付者は

応募株券の全部について買付けを行いません。また、応募株券の総数が買付予定株式数

(12,335,341 株)を超えたときは、公開買付者は応募株券の全部の買付けを行います。但し、ニッポン放送が保有する自己株式(75,820株)については本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

[ 変更後 ] 買付予定株式数 4,135,341 株

応募株券の総数が買付予定株式数(4,135,341株)に満たないときは、公開買付者は応募株券の全部について買付けを行いません。また、応募株券の総数が買付予定株式数(4,135,341株)を超えたときは、公開買付者は応募株券の全部の買付けを行います。但し、ニッポン放送が保有する自己株式(75,820株)については本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総議決権の数に占める割合

[ 変更前 ] 37.69%

[ 変更後 ] 12.64%

買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計

[ 変更前 ] 公開買付者 50.12% 合計 50.12%

[ 変更後 ] 公開買付者 25.06% 合計 25.06%

決済の開始日

[ 変更前 ] 平成 17 年 3 月 1 日(火曜日)

[ 変更後 ] 平成 17 年 3 月 10 日(木曜日)

株券等の返還方法

[ 変更前 ] 下記「(14) その他買付け等の条件及び方法」の「(イ) 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(ロ) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、平成 17 年 2 月 23 日(公開買付けの撤回を行った場合は撤回を行った日)以後速やかに、応募株主等への交付若しくは応募株主等の住所(外国人株主の場合はその常任代理人の住所)への郵送の方法により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人若しくは復代理人(又は公開買付代理人若しくは復代理人を通じて株式会社証券保管振替機構)により保管されていた場合には、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

[ 変更後 ] 下記「(14) その他買付け等の条件及び方法」の「(イ) 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(ロ) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、平成 17 年 3 月 4 日(公開買付けの撤回を行った場合は撤回を行った日)以後速やかに、応募株主等への交付若しくは応募株主等の住所(外国人株主の場合はその常任代理人の住所)への郵送の方法により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人若しくは復代理人(又は公開買付代理人若しくは復代理人を通じて株式会社証券保管振替機構)により保管されていた場合には、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

その他買付け等の条件及び方法

[ 変更前 ] (イ) 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券の数の合計が買付予定数 ( 12,335,341 株 ) に満たないときは、応募株券の全部の買付けを行いません。応募株券の数の合計が買付予定数 ( 12,335,341 株 ) を超える場合は、応募株券の全部の買付けを行います。

[ 変更後 ] (イ) 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券の数の合計が買付予定数 ( 4,135,341 株 ) に満たないときは、応募株券の全部の買付けを行いません。応募株券の数の合計が買付予定数 ( 4,135,341 株 ) を超える場合は、応募株券の全部の買付けを行います。

### 3. 公開買付けの目的の訂正の内容

下記のとおり訂正いたします。

[ 訂正前 ]

当社は、現在株式会社ニッポン放送(以下「ニッポン放送」)の発行済株式総数の 12.39%(4,064,660 株)を保有しておりますが、この度、ニッポン放送の経営権を取得することを目的に、全ての発行済株式(ニッポン放送の保有する自己株式を除く)の取得を目指して証券取引法に定める公開買付けを実施いたします。

放送業界を取り巻く事業環境は、デジタル化の急速な進展に伴い放送と通信の融合の時代への加速が進んでおりますが、これに対応していくためには、技術革新と市場ニーズの正確な把握と分析を行い、既成概念に捉われない新たなビジネスモデルの構築が要請されてきております。

当社とニッポン放送は、これまで協力関係は有しつつも、夫々、自主経営の下、独自の経営方針と戦略に基づき、TV・ラジオ業界のリーダー企業としての地位を確立してまいりましたが、今後も 21 世紀のメディア業界での勝ち組として生き残っていくためには、個社レベルではない資本政策に裏打ちされたグループの経営資源の選択と集中を機動的且つ効率的に実行可能とするグループ経営体制への転換が急務であると認識しております。

また、一方でマスコミという高い公共性を有する事業を営む当グループとして、今後も要請される社会的使命と責任を果たしていく上でも、資本的側面において長期的に安定した経営体制を確立しておくことが必須と考えております。

本公開買付けによるニッポン放送の経営権取得は、新経営体制へ移行するための第一ステップとしての位置付けであり、将来においては、当社を中核とするグループ経営体制の構築を目指しております。

今後のグループ資本戦略及び財務戦略の大枠としては以下を考えております。

#### 【資本戦略】

機動的且つ効率的なグループ経営の視点から関係会社群も含めた資本再編を実行する。

資本再編と同時に現行グループ各社の事業分担の見直しも行き、最大限のシナジー効果が発揮されるような事業再編も併せて実行する。

新規&周辺分野においては、外部企業との積極的なアライアンス(資本&業務提携)も推進する。

#### 【財務戦略】

効率的なグループ経営による資金と資産の効率化を図ることにより、ROAの向上を実現する。総発行済株式数のコントロールを行い、一株当たり当期純利益の拡大とROEの向上を実現する。

配当政策の見直し等を通じて株主還元の一層の充実を図り株主価値の向上を実現する。

併せて、当社自身の事業戦略としては、従来どおり

地上波デジタルを中核メディアとしてBS、CSといった新しい放送メディア、それにブロードバンド・モバイル等の通信メディアの利用も推進し「メディアコンプレックス」としての事業基盤を強化する。

メディアコンプレックス運営に必須となる魅力ある良質なコンテンツを供給する「デジタルコンテンツファクトリー」の充実を図る。

デジタル化を迎えるFNSネットワーク体制の事業基盤の強化を図り、他社ネットとの競争力優位をより確実なものとする。

これまでも成功を収めてきた映画、イベント、権利ビジネス等の放送以外の周辺事業を引き続き強化する。

等を掲げておりますが、これに加えて今回のニッポン放送の経営権取得に伴うラジオ事業部門の再構築と新規ビジネスへの取り組み等を両社協議のもと具体的に検討して参ります。

21世紀のメディア競争に勝ち残っていくために、フジサンケイグループ全体の事業基盤の強化を図っていくと共に、我が国を代表するグローバルな視点をもった強力なメディアグループの形成に向けて鋭意邁進してまいります。

本公開買付けの買付価格5,950円は、ニッポン放送株式の東京証券取引所における平成17年1月14日までの3ヶ月間の終値平均値(4,937円)に約21%のプレミアムを加えた価格であります。

なお、ニッポン放送の株式は、東京証券取引所第二部に上場されておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株式数に上限は設定しません。従って、本公開買付けの結果次第では、ニッポン放送の株式が上場廃止となる可能性があります。また、将来、経営権の取得をより確実なものとするために株式交換による完全子会社化等も視野にいれて検討を行ってまいります。

ニッポン放送が本公開買付けにより当社の子会社となった場合、同社が保有する当社株式については、商法211条の2の関連で相当の期間内に処分することが必要となりますが、その際の実行方針としては、税務上の得失、株価への影響、外資規制の遵守等の諸要因を十分勘案しつつ、同社による市場売却は極力最小化し、出来るだけ第一的には当社への移転を優先したいと考えております。また、移転後の金庫株については、自己株の消却から将来の株式交換等のM&Aでの活用等まで含めて幅広い選択肢の中で経営戦略上最善と判断できる対応を行っていきたいと考えております。

ニッポン放送は、平成17年1月17日開催の同社取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議しております。

[訂正後]

<前略>

併せて、当社自身の事業戦略としては、従来どおり

地上波デジタルを中核メディアとしてBS、CSといった新しい放送メディア、それにブロードバンド・モバイル等の通信メディアの利用も推進し「メディアコンプレックス」としての事業基盤を強化する。

メディアコンプレックス運営に必須となる魅力ある良質なコンテンツを供給する「デジタルコンテンツファクトリー」の充実を図る。

デジタル化を迎えるFNSネットワーク体制の事業基盤の強化を図り、他社ネットとの競争力優位をより確実なものとする。

これまでも成功を収めてきた映画、イベント、権利ビジネス等の放送以外の周辺事業を引き続き強化する。

等を掲げておりますが、これに加えて今回のニッポン放送の経営権取得に伴うラジオ事業部門の再構築と新規ビジネスへの取り組み等を両社協議のもと具体的に検討して参ります。

特に外部企業との事業提携につきましては、今後の放送と通信の融合の時代への転換を展望して、ブロードバンド・モバイル関連分野において積極的に推進してまいります。その際には、当社及びフジサンケイグループとしての今後のインターネット戦略を基軸にしつつ、提携候補先の有する事業ノウハウ、技術開発力、営業インフラ、人材等の諸要素、加えて当グループとの親和性とシナジー効果等につき総合勘案して主体的に決定していくことを方針としております。

21世紀のメディア競争に勝ち残っていくために、フジサンケイグループ全体の事業基盤の強化を図っていくと共に、我が国を代表するグローバルな視点をもった強力なメディアグループの形成に向けて鋭意邁進してまいります。

<後略>

4. 本変更を行う日以前に既に応募された株券についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

以上